

(公 印 省 略)

令和 2年 4月 7日

草津町立草津小学校・草津中学校

保 護 者 各 位

草津町教育委員会

教育長 吉 田 秀 男

新型コロナウイルス感染症対策に伴う  
管内小中学校の臨時休校中の対応について（通知）

4月3日付の通知をもって管内小中学校の入学式・始業式及び臨時休校の措置についてのお知らせを学校緊急メール及び学校ホームページにて周知をさせていただきました。

今回の通知につきましては、臨時休校の判断を行った経緯や相談事業の案内について教育委員会からお知らせさせていただくものであります。

草津町においては、群馬県内の公立高校と同様に、草津小学校及び草津中学校について、4月8日（火）から5月6日（水）までの間、臨時休校の措置としております。

このことは4月3日に学校緊急メールにて周知させていただいたところありますが、休校措置に至った経緯としては、端的に申し上げますと「草津町の児童生徒の安全・安心を守ること」の一点に尽きる措置であります。

国内の複数地域において感染経路が明らかでない感染者が多発し、東京都では大規模なクラスター（集団）が把握される状態となっていることなどを踏まえ、今後の感染の拡大がさらに懸念されている状況にあり、国内の状況をみても「ギリギリ持ちこたえている状況」にあると言えます。

群馬県内では感染者が26名（4月5日現在）となり、一部では小規模な集団感染も発生するなど、感染拡大への懸念は日ごとに高まっていると認識されます。県内においては重症患者を受け入れることが可能な病床（ICU など）が残りわずかとなっているとのことです。

学校を再開しようとした場合、感染症対策として必要なリソース（マスクや消毒液等）の配備に困難さを極めておる状況から、この度の休校措置に至ったものであります。

経験したことのない長期の休校となっていることから、国内の報道において、子どものストレス、児童虐待、DV等、様々な情報が入ってきております。

草津町教育委員会としては、各学校から電話連絡（相談の受付も含め）や、ホームページ・緊急メール等で情報発信を行うよう努め、児童生徒のために、種々の相談等については対応してまいりますので、心配なことなどがありましたらご相談下さい。

また、学習面においては各学校から家庭学習等の対応や計画的な電話連絡、家庭訪問等の対応がなされると思っておりますので、その都度、ご確認をお願い致します。

草津町教育委員会事務局

TEL：88-0005 FAX：88-0006